

都道府県・指定都市への調査結果について

精神保健福祉法の施行状況に係る都道府県・指定都市アンケート調査(概要)

調査目的:平成25年の精神保健福祉法改正による影響を把握する。

調査対象:都道府県、政令指定都市

調査方法:調査票による郵送又はオンライン調査・自計申告方式

調査期間:平成28年3月～平成28年6月

調査内容:

- ・平成25年度～27年度の4月～6月における同意者別の医療保護入院に係る同意の件数
- ・平成25年度、平成26年度における措置入院及び任意入院の患者の退院請求の件数
- ・平成25年度、平成26年度の保健所における診療支援計画数、診療支援件数、本人への受診勧奨の件数、入院件数、34条移送により入院となった件数及び34条移送について感じている課題
- ・平成25年度、平成26年度における精神医療審査会の開催回数、案件毎の審査開始件数及び平均処理日数

医療保護入院件数の推移

	保護者同意 ①	構成比 (①／④)	家族等同意 ②	構成比 (②／④)	市町村長同意 ③	構成比 (③／④)	医療保護入院 (④＝①or②＋ ③)	前年度比
平成25年度	33,487 ※3	91.9%	-	-	2,968 ※4	8.1%	36,455	-
平成26年度	-	-	35,613	95.5%	1,695	4.5%	37,308	102.3%
平成27年度	-	-	37,216	96.1%	1,523	3.9%	38,739	103.8%

※1 都道府県、指定都市67自治体を対象としたアンケート調査による集計値。数値は各年度の4月～6月の四半期について集計したもの。

※2 上記3か年の単純比較が困難な埼玉県、静岡県、広島県、横浜市、静岡市、名古屋市を除く。

※3 平成25年度は、改正前の精神保健福祉法第33条第2項による、保護者の選任を受けていない扶養義務者による4週間に限った入院の件数は含まない。

※4 旧法において市町村長が保護者となり同意した場合を集計。

精神医療審査会の実施状況

- 合議体の開催回数(平成26年度)
全国平均 25.6回 最多79回 最少5回

- 審査件数と平均処理日数(平成26年度)
 - ・医療保護入院の入院時の届け出
合計 167,876件
平均:1自治体当たり2505.6件 平均処理日数:32.2日
 - ・定期病状報告
合計 89,483件
平均:1自治体当たり1335.7件 平均処理日数:32.5日
 - ・退院請求
合計 2,830件
平均:1自治体当たり42.9件 平均処理日数:33.1日
 - ・処遇改善請求
合計 465件
平均:1自治体当たり7.0件 平均処理日数:28.1日

医療アクセスについて

- 診療支援計画数(家族等の依頼により家庭訪問等指導を実施することを検討した件数)
平成25年 6,806件
平成26年 7,168件
- 上記のうちの診療支援回数(実際に訪問指導を実施した件数)
平成25年 5,163件
平成26年 5,074件
- 上記のうち本人(家族等を含む)へ受診勧奨ができた件数
平成25年 2,407件
平成26年 2,887件
- 上記のうち本人が受診した件数
平成25年 1,552件
平成26年 1,966件
- 上記のうち本人の入院となった件数
平成25年 962件
平成26年 1228件
- 上記のうち34条移送により入院となった件数 (参考)衛生行政報告例による34条移送の件数
平成25年 59件 平成25年 118件
平成26年 53件 平成26年 84件